

6. 教員養成のための教育の質の向上の取組（規則第6号）

本学が目指す教員養成を行うためには、教員が自らの教授能力を向上させる努力を重ねることによって、学生の学修意欲を喚起させることが重要である。

本学では、大学全体としてのFD活動（教員が授業内容、方法を改善し向上させるための組織的な取組）を実施しているほか、教職課程の質の向上のために教職課程検討部会の活動としてFD活動を実施しており、実習状況の点検、研修会の開催等を行っている。

（平成28年度の活動）

全学での主な活動

- 公開授業 春学期に実施
- FD・SD 合同研修会（H28/08/29）
 - 第一部 ○高大接続改革：3つの方針に基づく大学教育改革の実現に向けて
 - 第二部 ○「新しい共通教育科目群の提案」をテーマにグループワークとポスターセッション

専攻での主な活動

- 教育学専攻 FD 研修会（H28/11/04）
 - 「DP、CP、AP の検討」

教職課程委員会での研修会の開催

- 教職FD研修会
 - (1) 「教育職員免許法改正について」
 - ～教職課程認定のための再課程認定申請について～（H28/06/15）
 - (2) 「これからの教員養成を考える」
 - ～目指される学校と求められる教員養成像～（H29/02/20）
- 教育実習のアンケート調査の実施